

第 18 号議案

令和 8 年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定に基づき、  
令和 8 年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

## 令和 8 年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度吉田町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 6 7 1, 5 6 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 3 月 2 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

( 単位 : 千円 )

款	項	金 額
1 国民健康保険税		550,594
	1 国民健康保険税	550,594
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1,902,355
	1 県補助金	1,902,355
5 財産収入		1,613
	1 財産運用収入	1,613
6 繰入金		192,887
	1 他会計繰入金	124,887
	2 基金繰入金	68,000
7 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入		14,018
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 預金利子	200
	3 雑入	13,718
歳 入	合 計	2,671,568

歳 出

( 単位 : 千円 )

款	項	金 額
1 総務費		15,500
	1 総務管理費	10,062
	2 徴収費	5,035
	3 運営協議会費	403
2 保険給付費		1,865,868
	1 療養諸費	1,610,752
	2 高額療養費	248,012
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	5,003
	5 葬祭諸費	2,000
	6 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		740,015
	1 医療給付費分	495,498
	2 後期高齢者支援金等分	171,980
	3 介護納付金分	55,044
	4 子ども・子育て支援納付金分	17,493
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		28,967
	1 保健事業費	8,403
	2 特定健康診査等事業費	20,564
6 基金積立金		1,613
	1 基金積立金	1,613
8 諸支出金		14,604
	1 償還金及び還付加算金	14,604
9 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	2,671,568